

(様式2)

瀬戸市熱中症対策指定暑熱避難施設の管理運用に関する協定書

瀬戸市（以下「市」という。）と〇〇（以下「クーリングシェルター管理者」という。）は、国の熱中症対策実行計画及び瀬戸市熱中症対策暑熱避難施設指定運用要綱に基づき、市民等の暑さをしのぐ場所を確保し、開放する暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）の管理及び運用に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、熱中症による健康被害の発生の防止が図られるよう、クーリングシェルターを適正かつ円滑に管理し、及び運用するために必要な事項を定めることを目的とする。

(対象指定暑熱避難施設)

第2条 本協定の対象であるクーリングシェルターは次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設名
〇〇〇
- (2) 所在地
瀬戸市〇〇町〇〇
- (3) 供用部分名
〇階〇〇〇

(実施期間)

第3条 クーリングシェルターの実施期間は毎年度4月1日から10月31日までとする。ただし、初年度は協定締結日を開始日とする。

(開放可能日等)

第4条 開放可能日等、開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開放する曜日
〇曜日～〇曜日
- (2) 開放する時間帯
〇〇時～〇〇時（24時間表示）
- (3) 受け入れ可能人数
〇〇人

(様式2)

(管理及び運用)

第5条 クーリングシェルター管理者は、次の事項のとおり施設を管理及び運用する。

- (1) 開館又は営業時間中は、避難者が自由に出入り可能とする。
- (2) 冷房設備は、適切に維持管理及び稼働する。設定温度は、避難者が快適に過ごせる温度とする。
- (3) 受け入れ可能人数に応じて、一人あたりの空間を適切に確保する。併せて、休憩できる椅子・ソファ等を配置する。
- (4) 避難者の熱中症予防のための飲食を可能とする。
- (5) 避難者にクーリングシェルターであることがわかるよう掲示を行う。
- (6) 環境省の熱中症予防情報について積極的に取得し、把握に努める。
- (7) 熱中症特別警戒情報発令時は、第2条に定める共用部分を開放可能日時において必ず開放する。
- (8) 市のホームページ等によるクーリングシェルター公表に協力する。

(協議)

第6条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、両者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

クーリングシェルター管理者 所在地 ○○○○○○○○○○○
名 称 ○○○○○○
代表者 ○○ ○○ 印

市 所在地 瀬戸市追分町64番地の1
名 称 瀬戸市
代表者 瀬戸市長 ○○ ○○ 印